

名古屋市立学校タブレット端末等の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ICTを利活用した教育を進め、学習活動の一層の充実を図ることを目的として、名古屋市立学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して学習者用タブレット端末等を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与物品)

第2条 この要綱により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学習者用タブレット端末本体及びその附属品（以下「学習者用タブレット端末」という。）
- (2) 家庭等において学習者用タブレット端末をインターネットに接続するための可搬型通信機器及びその附属品（以下「モバイルルーター」という。）

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与対象者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 学習者用タブレット端末 市立学校に在籍・在学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）
- (2) モバイルルーター 家庭等において学習者用タブレット端末をインターネットに接続するための通信環境が整っていない世帯の児童生徒の保護者のうち、貸与を希望する者

(貸与台数)

第4条 学習者用タブレット端末の貸与台数は、児童生徒1人につき1台とする。

- 2 モバイルルーターの貸与台数は、前条第2号の者の世帯に属する児童生徒数を上限として、希望する台数とする。

(貸与期間)

第5条 貸与物品の貸与期間は、貸与物品の引渡しを受けた日から、貸与物品の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）の被保護者である児童生徒（以下「使用者」という。）の卒業予定日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被貸与者が第3条の要件に該当しなくなったとき、又は、使用者が在籍する市立学校（以下「在籍校」という。）から転出したときは、貸与期間は終了する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、使用者が在籍校を休学したとき、貸与期間は終了する。ただし、在籍校の校長（以下「学校長」という。）が貸与物品の貸与を継続することが適当であると認めるときは、この限りでない。

(貸与に係る費用)

第6条 貸与物品は無料で貸与される。

(事務)

第7条 名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、在籍校を通じて、貸与物品の貸与を行う。

- 2 貸与物品の貸与に係る事務は、学校長が処理する。

(同意書提出)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、学校長に対し、「学習者用タブレット端末の使用に関する同意書」（第1号様式）又は「モバイルルーターの使用に関する同意書」（第2号様式）を提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めたときは、貸与物品の貸与を決定するものとする。

(貸与物品の引渡し)

第9条 貸与物品の引渡しは、被貸与者又は使用者に対し、在籍校の教職員の立会いの上で、在籍校で行うものとする。

(管理)

第10条 学習者用タブレット端末の管理は、在籍校内又は在籍校が校外で行う教育活動において使用する場合（以下「在籍校等で使用する場合」という。）は、学校長が行う。それ以外においては、被貸与者が行うものとする。

- 2 モバイルルーターの管理は、貸与物品の引渡しから返却までは被貸与者が行い、それ以外においては学校長が行うものとする。
- 3 学校長は、貸与物品の貸与状況を明らかにするために管理台帳（貸与管理簿）（第3号様式及び第4号様式）を備えるものとする。
- 4 学校長は、貸与物品の貸与状況に変更が生じたときは管理台帳に記載する。

(貸与物品の取扱)

第11条 被貸与者及び使用者は、貸与物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 被貸与者及び使用者は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営・取扱にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 3 被貸与者及び使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。ただし、学習者用タブレット端末については、教職員等による使用者への指導・支援や、使用者が他の児童生徒と学び合う場合等における第三者の一時的な使用を除く。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は破損すること。
 - (3) 貸与物品を学習活動、その他学校長が定める用途以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、使用者以外の者に対して被害や悪影響を加えること。
 - (5) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。

4 教育委員会は、被貸与者及び使用者が前項の規定に違反したときは、貸与物品の貸与を停止し、又は貸与を取り消すことができる。

(貸与物品の変更)

第12条 学校長は、必要があると認めるときは、被貸与者に貸与した貸与物品を変更することができる。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第13条 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 在籍校等で使用する場合以外における学習者用タブレット端末の充電に係る経費
- (2) モバイルルーターの充電に係る経費
- (3) 在籍校等で使用する場合以外におけるインターネット通信に係る経費

(紛失、破損等の報告)

第14条 貸与物品を紛失した場合又は盗難の被害にあった場合は、被貸与者は、学校長に対し、直ちに紛失等の報告を行うものとする。また、併せて所轄警察署に該当する届出を行うものとする。

- 2 貸与物品を破損又は故障させた場合は、被貸与者又は使用者は、学校長に対し、直ちに破損等の報告を行うものとする。
- 3 学校長は、被貸与者から貸与物品の紛失又は盗難の被害にあったことの報告を受けたときは、名古屋市教育センター学校情報化支援部に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合において、紛失、盗難、破損、故障等の事由が、教育委員会（市立学校を含む。）の責に帰すべき理由その他特段の理由によるものである場合を除き、貸与物品の原状復旧に要する費用は、被貸与者の負担とする。
- 5 教育委員会は、学習者用タブレット端末の貸与にあたり、貸与物品の破損紛失等に係る保険に加入するものとする。当該保険の補償範囲その他必要な

事項は、教育委員会が定める。

- 6 第4項の規定にかかわらず、前項に規定する保険により損害が補償される場合、教育委員会は、被貸与者の原状復旧に要する費用負担を免ずることができる。

(損害賠償等)

第15条 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、使用者又は被貸与者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

- 2 貸与物品の使用にあたり、教育委員会（市立学校を含む。）の責に帰すべき理由により個人情報の漏えい等が生じた場合を除き、教育委員会は、かかる個人情報の漏えい等の責任を負わないものとする。

(貸与物品の返却)

第16条 被貸与者は、第5条に定める貸与期間の終了日（第11条第4項の規定により貸与を停止し、又は貸与を取り消したときにあつては学校長が指定する日）までに、学校長に対し、貸与物品を返却しなければならない。

- 2 被貸与者が、第5条に定める貸与期間の終了日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、被貸与者は貸与物品の価額を弁済する責任を負う。
- 3 学校長は、第1項の規定により貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及び破損箇所がないことを確認するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。